

令和 5 年

舞鶴市議会 12 月定例会議案

第 98 号議案～第 103 号議案(追加)

令和 5 年 12 月 12 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 98 号 議案	令和 5 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 9 号)	別 冊
第 99 号 議案	令和 5 年度 舞鶴市病院事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 100 号 議案	令和 5 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計補正予算(第 4 号)	〃
第 101 号 議案	舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	1
第 102 号 議案	舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	13
第 103 号 議案	舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例制定について	18

第 101 号議案

舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 12 月 12 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(舞鶴市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第30条の4第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職 務 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円

1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700

	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
定年	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	

前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100		
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600		
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900		
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100		
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300		
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600		
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900		
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100		
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300		
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600		
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900		
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100		
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300		
	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300			
	87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600			

88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800			
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000			
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300			
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600			
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800			
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000			
94		295,900	343,600					
95		296,200	344,100					
96		296,600	344,500					
97		296,800	344,700					
98		297,100	345,100					
99		297,500	345,500					
100		297,900	345,800					
101		298,100	346,100					
102		298,400	346,500					
103		298,800	346,900					
104		299,100	347,300					
105		299,300	347,800					
106		299,600	348,200					
107		300,000	348,600					
108		300,300	349,000					
109		300,500	349,500					
110		300,900	349,900					
111		301,300	350,200					
112		301,600	350,500					
113		301,800	351,000					
114		302,000						
115		302,300						
116		302,700						

117		302,900						
118		303,100						
119		303,400						
120		303,700						
121		304,100						
122		304,300						
123		304,600						
124		304,900						
125		305,200						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

第2条 舞鶴市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第30条の4第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

特定任期付職員給料表



号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

(舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第7条関係)

会計年度任用職員給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	147,100	162,100	208,000
2	148,100	163,200	209,700
3	149,100	164,400	211,400
4	150,100	165,500	212,900
5	151,200	166,600	214,400
6	152,300	167,700	216,200
7	153,400	168,800	217,900
8	154,400	169,900	219,600
9	155,300	170,900	221,100
10	156,400	172,300	222,600
11	157,500	173,600	224,100

12	158,600	174,900	225,600
13	159,500	176,100	226,800
14	160,600	177,600	228,200
15	161,800	179,100	229,600
16	162,900	180,700	231,000
17	164,000	181,800	232,400
18	165,400	183,200	234,000
19	166,700	184,600	235,500
20	167,900	186,000	236,900
21	169,000	187,300	238,100
22	170,200	189,600	239,700
23	171,400	191,800	241,200
24	172,600	194,000	242,600
25	173,700	196,200	243,600
26	175,200	197,900	245,100
27	176,700	199,400	246,400
28	178,200	200,900	247,600
29	179,600	202,400	248,700
30	181,000	203,800	249,700
31	182,500	205,200	250,600
32	184,000	206,600	251,500
33	185,400	208,000	252,400
34	187,100	209,300	253,300
35	188,800	210,600	254,100
36	190,500	211,900	254,900
37	192,200	213,200	255,600
38	193,300	214,400	256,700
39	194,700	215,600	257,900
40	195,800	216,700	259,000

41	196,800	217,800	260,200
42	198,200	218,900	261,400
43	199,400	219,900	262,500
44	200,600	220,900	263,600
45	202,100	221,800	264,700
46	203,100	222,700	265,800
47	204,000	223,600	266,900
48	205,100	224,500	267,900
49	206,200	225,400	268,900
50	207,200	226,300	269,900
51	208,100	227,200	270,900
52	209,100	228,100	271,800
53	210,200	228,900	272,700
54	211,200	229,800	273,600
55	212,100	230,700	274,500
56	213,000	231,500	275,400
57	213,900	231,800	276,300
58	214,500	232,600	277,200
59	215,200	233,300	278,100
60	216,000	233,900	279,000
61	216,800	234,500	280,000
62	217,300	235,200	281,000
63	217,800	235,800	281,900
64	218,300	236,300	282,800
65	218,800	236,800	283,300
66	219,400	237,300	284,000
67	220,000	237,800	284,700
68	220,500	238,400	285,600
69	220,800	238,900	286,600

70	221, 100	239, 400	287, 400
71	221, 400	239, 900	288, 200
72	221, 700	240, 400	289, 000
73	221, 900	240, 900	289, 700
74	222, 300	241, 400	290, 200
75	222, 600	241, 800	290, 600
76	223, 000	242, 300	291, 000
77	223, 200	242, 800	291, 200
78	223, 700	243, 300	291, 500
79	224, 000	243, 800	291, 700
80	224, 300	244, 300	292, 000
81	224, 600	244, 700	292, 200
82	224, 900	245, 200	292, 400
83	225, 200	245, 600	292, 700
84	225, 500	246, 000	292, 900
85	225, 800	246, 400	293, 200
86	226, 100	246, 800	293, 500
87	226, 400	247, 200	293, 800
88	226, 700	247, 600	294, 100
89	227, 000	248, 000	294, 400
90	227, 400	248, 500	294, 800
91	227, 700	248, 800	295, 100
92	228, 000	249, 100	295, 500
93	228, 200	249, 400	295, 700
94	228, 500		295, 900
95	228, 800		296, 200
96	229, 100		296, 600
97	229, 300		296, 800
98	229, 600		297, 100

99	229,800		297,500
100	230,100		297,900
101	230,400		298,100
102	230,600		298,400
103	230,900		298,800
104	231,200		299,100
105	231,500		299,300
106	232,000		299,600
107	232,300		300,000
108	232,600		300,300
109	232,800		300,500
110	233,200		300,900
111	233,600		301,300
112	233,900		301,600
113	234,100		301,800
114	234,600		302,000
115	235,100		302,300
116	235,600		302,700
117	235,900		302,900
118	236,300		303,100
119	236,700		303,400
120	237,000		303,700
121	237,400		304,100
122			304,300
123			304,600
124			304,900
125			305,200

附 則  
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条(舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例別表の改正規定を除く。)の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の舞鶴市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)及び第4条の規定による改正後の舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与条例第30条第2項及び第3項並びに第30条の4第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。  
(退職した会計年度任用職員の取扱い)
- 3 令和5年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に退職した地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(任期が3月以内の者に限る。)については、前項の規定は、適用しない。  
(給与の内払)
- 4 改正後の給与条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の舞鶴市職員の給与に関する条例又は第4条の規定による改正前の舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。  
(委任)
- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

提案理由

一般職職員の給与について、国家公務員における取扱いに準じ、給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めたいので提案する。

## 第 102 号議案

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 12 月 12 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例

舞鶴市国民健康保険条例(昭和 34 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条の 3 中「及び第 18 条の 4」を「、第 18 条の 4 及び第 18 条の 5」に改め、同条第 2 号エ中「及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項」に、「及び国民健康保険保険給付費等交付金」を「並びに国民健康保険保険給付費等交付金」に改める。

第 11 条第 1 項中「附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 8 項又は第 11 項」に、「附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項」に改める。

第 13 条の 6 の 2 中「及び第 18 条の 4」を「、第 18 条の 4 及び第 18 条の 5」に改め、同条第 2 号イ中「及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項」に改める。

第 13 条の 7 中「第 18 条の 2」の右に「及び第 18 条の 5」を加え、同条第 2 号イ中「第 72 条の 3 第 1 項」の右に「及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項」を加える。

第 17 条第 1 項中「)となった」の右に「、若しくは特例対象被保険者等でなくなった」を加え、「若しくは減少した場合」を「又は減少した場合」に改め、「又は特例対象被保険者等となった場合」を削り、「第 18 条の 2 第 1 項各号」の右に「(同条第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)」を加え、「若しくは同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により読み替えて準用する同条第 1 項各号に定める額」を「、第 18 条の 4 第 1 項(同条第 3 項の規定により読み替

えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第 13 条若しくは第 13 条の 5 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た額、第 18 条の 4 第 4 項第 1 号(同条第 6 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第 18 条の 5 第 1 項各号(同条第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第 5 項各号(同条第 7 項又は第 8 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額」に改め、「若しくは特例対象被保険者等となった」の右に「、若しくは特例対象被保険者等でなくなった」を加え、同条第 2 項中「若しくは同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により読み替えて準用する同条第 1 項各号に定める額」を「、第 18 条の 4 第 1 項に定める第 13 条若しくは第 13 条の 5 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た額、第 18 条の 4 第 4 項第 1 号に定める額、第 18 条の 5 第 1 項各号に定める額若しくは同条第 5 項各号に定める額」に改める。

第 18 条の 2 第 1 項第 1 号中「附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 8 項又は第 11 項」に、「附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項」に改める。

第 18 条の 4 第 1 項及び第 4 項第 1 号中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第 18 条の 5 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 8 号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 10 条又は第 13 条の 2 の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円)とする(第 5 項に掲げる場合を除く。)

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第 32 条の 10 の 2 で定める場合には、出産の日。第 23 条の 2 第 1 項及び第 2 項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合



- には、3 月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 2 第 13 条第 2 項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第 2 項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
- 3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 10 条又は第 13 条の 2」とあるのは「第 13 条の 6 の 3 又は第 13 条の 6 の 7」と、「65 万円」とあるのは「22 万円」と、前項中「第 13 条第 2 項」とあるのは「第 13 条の 6 の 6 第 2 項」と読み替えるものとする。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 10 条又は第 13 条の 2」とあるのは「第 13 条の 8」と、「65 万円」とあるのは「17 万円」と、第 2 項中「第 13 条第 2 項」とあるのは「第 13 条の 11 第 2 項」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第 18 条の 2 に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がいる場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第 10 条又は第 13 条の 2 の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円)とする。
- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第 18 条の 2 第 1 項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げ

る割合を乗じて得た額を控除して得た額に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該  
出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- 6 第 13 条第 2 項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第 2 項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
- 7 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 5 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 10 条又は第 13 条の 2」とあるのは「第 13 条の 6 の 3 又は第 13 条の 6 の 7」と、「65 万円」とあるのは「22 万円」と、前項中「第 13 条第 2 項」とあるのは「第 13 条の 6 の 6 第 2 項」と読み替えるものとする。
- 8 第 5 項及び第 6 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 5 項中「出産被保険者がある場合」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)がある場合」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 10 条又は第 13 条の 2」とあるのは「第 13 条の 8」と、「65 万円」とあるのは「17 万円」と、第 6 項中「第 13 条第 2 項」とあるのは「第 13 条の 11 第 2 項」と読み替えるものとする。

第 23 条の 2 を第 23 条の 3 とし、第 23 条の次に次の 1 条を加える。

(出産被保険者に関する届出)

第 23 条の 2 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
  - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
  - (3) 出産の予定日
  - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
  - (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
  - (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 この条例による改正後の第18条の5の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

国民健康保険法施行令の改正に伴い、出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額を減額する等所要の改正を行いたいので提案する。

第 103 号議案

舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 12 月 12 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例

舞鶴市手数料条例(平成 12 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に、「第 21 号、第 23 号、第 24 号及び第 27 号」を「第 23 号、第 25 号、第 26 号及び第 29 号」に改める。

別表第 1 号中「第 120 条第 1 項」の右に「、第 120 条の 2 第 1 項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表中第 56 号を第 58 号とし、第 7 号から第 55 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同表第 6 号中「事務」の右に「又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「書類 1 件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの 1 件」に改め、同号を同表第 8 号とし、同表第 5 号中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の右に「又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同号を同表第 7 号とし、同表中第 4 号を第 5 号とし、同号の次に次のように加える。

(6) 戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子	除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき	700 円
--	-----------------------	-------

情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)

別表第3号中「第120条第1項」の右に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号を同表第4号とし、同表第2号の次に次のように加える。

<p>(3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この号及び第6号において同じ。))により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき</p>	<p>400円</p>
--	----------------------------	-------------

合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

提案理由

戸籍法の改正により戸籍証明書等の広域交付等が可能となったことに伴い、当該交付等に係る手数料を追加する等所要の改正を行いたいので提案する。